

第19回（平成30年度）大阪市立中学校生徒スイス派遣募集要項

1 団 名 称：第19回日本・スイス青少年交流使節団

2 主 催：大阪市教育局 関西日本・スイス協会

3 後 援：駐日スイス大使館 在大阪スイス名誉総領事館

希望者は、12月15日（金）を締切日に、生徒本人が直接、教頭に申告してください。詳しい行程と志願書を渡します。希望者多数の場合、校内選考をします。（選考方法は検討中。）

4 目 的：関西日本・スイス協会の支援により、スイスとの友好交流事業の一環として、両国の相互理解・友好促進を目的に派遣・受入事業を隔年で行なうものである。
平成30年度は大阪市立中学校生徒をスイスへ派遣し、スイスの自然、社会、歴史、文化などに関する理解を深め、グローバル人材の育成を図るとともに、国際的な信頼と友好の促進に資することを目的とする。

5 派遣人数：6名（平成30年度に2学年・3学年に在籍する生徒）

6 派遣期間：平成30年7月22日（日）から8月10日（金）まで（20日間）

7 派遣内容：（1）滞在場所： スイス連邦
（2）活 動： 公的機関表敬訪問、ホームステイ、工場見学、都市見学等
*行程案（別紙2）参照

8 引 率 者：大阪市教育局関係者

9 派 遣 費：主催者が負担。但し、現地活動費（食事代等6万円程度）、パスポート取得費、海外旅行保険、小遣等は個人負担とする。

10 推薦対象および人数：平成29年度に1学年または2学年に在籍する生徒のうち、1校から男・女各1名までを学校長が推薦する。

11 推薦基準：

（1）学業に熱心で、文化・体育活動などにおいて意欲的に取り組んでおり、海外における約3週間のプログラムに耐えられる者。ただし、選考に際しては国際交流活動の経験がない生徒に広く機会を提供するため、次の3項目中のいずれの項目にも該当しない被推薦者を優先して選考する。

（なお、選考の際、被推薦者の資質・能力が本使節団に適切であると判断した場合については、3項目中のいずれかの項目に該当する者を内定することがある。各校にて被推薦者を決定する際は慎重に選定すること。）

○満5歳の誕生日以後に、通算1年以上または継続して6か月以上、*英語圏に居住した者。

○日本国内、海外を問わず、英語以外の教科に関し、実態として英語による教育を行っている学校（アメリカン・スクール、インターナショナル・スクールまたは授業科目の半分以上を英語で行っている学校を含む）に6か月以上在籍したことがある者。

○保護者または同居親族に、英語を母語とする者もしくは*英語圏出身の者がいる場合。

*「英語圏」の扱いについては本要項「16 「英語圏」の扱い」を参照。

（2）今までに大阪市が主催した海外派遣事業の参加経験がない者。

（3）国際交流活動に協調性をもって積極的に取り組むことができる健康な者。

（4）平成31年度に*ホストファミリーとして、家庭（自宅）でスイス生徒の受け入れをできる者。（平成31年7月下旬～8月上旬の日程で14日程度）

*本事業は、派遣と受入を隔年で実施している。推薦にあたっては、推薦する生徒の保護者に、相互交流の目的に賛同のうえ平成31年度にホストファミリーを引き受けることが条件であることを必ず確認すること。

- (5) 保護者・本人ともに関西日本・スイス協会の活動の趣旨に賛同し、協会の会員として複数年にわたって、協会の活動を支援できる者。(関西日本・スイス協会 HP : <http://www.kasj.gr.jp>)

12 申し込み:

- (1) 提出書類: ①学校長推薦書(様式1) ②交流使節団志願書(様式2)
(2) 提出期限: **平成30年1月19日(金) 必着**
(3) 提出先: 教育委員会指導部 教育活動支援担当 英語イノベーショングループ
封筒に「第19回日本・スイス青少年交流使節団申込み」と朱書きのこと

13 選 考: 大阪市教育委員会関係者で構成する選考委員会による。なお、選考結果は校長あて通知する。

14 選考試験:

- (1) 日 時: 平成30年2月24日(土) (予定)
※選考試験にかかる時程および会場等については平成30年2月2日(金)までに関係校長に通知する。
(2) 内 容: 英語筆記試験、日本語による作文、被推薦者個人面接試験(日本語・英語)および被推薦者の保護者同伴面接(日本語)
(3) その他: 選考試験の結果、内定した生徒とその保護者へ内定者説明会を実施する。内定者説明会は、平成30年3月23日(金)午後4時~5時の予定。詳細については別途、内定通知とともに通知する。

15 研 修 等: 派遣前、派遣後に事前事後研修および報告会等を数回実施する。事前・事後研修については原則土曜日、報告会は平日に実施する。事前・事後研修の会場については、内定者が所属する学校を使用することがある。報告会は市役所内および関西日本・スイス協会の総会で実施する。(前回実績: 事前研修7回・事後研修3回。報告会2回。内定者は、全ての研修等に参加するものとする。なお、研修等には保護者同伴を必要とするものもある。)

16 「英語圏」の扱い(高円宮杯全日本中学校英語弁論大会の「参加資格詳細」より抜粋):

本要項における「英語圏」とは、英語を(1)第一言語(2)公用語(3)公用語に準ずる言語として使用する国・地域をいう。具体的な国名・地域名は以下を参照。(50音順)

アイルランド アメリカ合衆国 アンティグア・バーブーダ イスラエル国 インド
ウガンダ共和国 英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) エチオピア連邦民主共和国
オーストラリア連邦 ガイアナ共和国 ガーナ共和国 カナダ カメルーン共和国
ガンビア共和国 キプロス共和国 キリバス共和国 クック諸島 グレナダ ケニア共和国
サウジアラビア王国 サモア独立国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジャマイカ
シンガポール共和国 ジンバブエ共和国 スーダン共和国 スリナム共和国
スリランカ民主社会主義共和国 スワジランド王国 セーシェル共和国
セントクリストファー・ネイビス セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア
ソマリア連邦共和国 ソロモン諸島 タンザニア連合共和国 ツバル ドミニカ国
トリニダード・トバゴ共和国 トンガ王国 ナイジェリア連邦共和国 ナウル共和国
ナミビア共和国 ニウエ ニューゼーランド パキスタン・イスラム共和国 バハマ国
パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 バルバドス 東ティモール民主共和国
フィジー共和国 フィリピン共和国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベリーズ ボツワナ共和国
香港 マーシャル諸島共和国 マラウイ共和国 マルタ共和国 マレーシア
ミクロネシア連邦 南アフリカ共和国 南スーダン共和国 モーリシャス共和国
ヨルダン・ハシェミット王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国